

ヘーゲルの『法の哲学』における国家生成の論理

——「最初のもの」としての国家の現実的主体性について——

神 山 伸 弘

一

ヘーゲルの『法の哲学』における家族・市民社会と国家との関係を論ずる際には、両者のいずれを事柄自体の現実的主体として認めるかという評価する側の観点を問題とせざるをえないであろう。たとえば、つとにマルクスは、家族・市民社会を現実的な主体として把握する立場から、ヘーゲルの論理構成を批判している。すなわち、ヘーゲルは、国家を家族・市民社会の「真実の基礎」と把握、現実態における「最初のもの (das Erste)」と位置付け、国家の現実的な理念が家族と市民社会へと自己分割するという論理を展開するのであるが (Rph. S.256

Ann.)、マルクスは、これを「論理的・汎神論的神秘主義」だと批判するのである。⁽¹⁾ もちろん、マルクスによるヘーゲル国家論の批判は、かかる論理構成に対する批判ばかりではなく、ヘーゲルの議論の「現実聖化」的な性格を批判する射程を持っている。⁽²⁾ ただ、立脚点を問題とするかぎり、家族・市民社会を主体とするマルクスの立場は、国家の理念を实体とし主体とするヘーゲルの立場の対極をなしているといえよう。そしてこの点にこそ、『法の哲学』評価の根本問題があるといわねばならない。というのも、これに類する観点の相違による対立は、ヘーゲル受容史のなかで不断に繰り返されてきたからである。ヘーゲルの議論を単純に「普遍主義」と把握するこ

との当否は今はさて措くとしても、ことヘーゲル解釈に
関するかぎり、H・オットマンの概観を借りれば、ヘー
ゲルの「普遍主義(反個体主義)」にたいする賛美・批
判・弁護という評価上の対立が、従来一大論争点をなし
てきたといえるであろう。⁽³⁾ 解釈者の観点がヘーゲル評価
自体と直結するこうした事態は、極めて実践的・政治的
な意味で国家主義か、もしくは市民社会主義かのいづれ
かを選択するよう解釈者に迫ってきたかにみえる『法の
哲学』において甚だしいといわねばならない。

このように『法の哲学』にかんし解釈者の観点が相違
せざるをえないのも、通常推理連関の一方の普通の極と
みられる国家を、ヘーゲルが「最初のもの」としての現
実的な主体だと論じていることに由来する。したがって、
以上のような事情から問題とならざるをえないのは、と
りわけ家族・市民社会を主体とする立場と対比する点で
の、かかるヘーゲル的な国家の位置付けの持つ意味それ
自体なのである。

さて、国家が「最初のもの」であるとは、国家の論理
的・時間的な一次性・先行性を意味しているであろう。
国家は、「国家」論以前の他の諸規定、とりわけ家族・

市民社会を存在論的に基礎付ける「真実の基礎」である
点で論理的に一次性・先行性を帯びている。また、『法
の哲学』の方法によると、時間的发展と形態化された在
り方では、高次の概念が、それを産出する諸契機たる概
念諸規定に先行する(Rp. §33)。かかる観点と「国家
の内部で初めて家族が市民社会へと発達する」(Rp. §
256 Ann.)という言明を総合すれば、ヘーゲルが国家
を時間的に他の諸規定に先行するものとして把えている
ことは明らかである。以上から、国家が「最初のもの」
であることの意味を開示するためには、論理的・時間的
な国家の一次性・先行性を問う必要が出てくる。

もちろん、ヘーゲルは、国家の直接態を証明する在り
方として、「直接的な人倫が、市民社会の分裂を通じて
自己の真実の基底であることを自ら示す国家へと展開し
ていく」(ed.)方法を採用している。したがって、国家の
直接態を、「概念の諸規定の内在的な前進と産出」(Rp.
§33)によって「媒介と映現の場棄」から出来したもの
として、すぐれて『論理学』的に概念把握する必要がある
のは言うまでもない。しかし、家族・市民社会に対し
て国家が論理的・時間的に先行する当の局面を検討する

ために、これら先行領域を全般的に視野に収めるのでは問題の所在が拡散する虞をなきとしないであろう。なかでも、「市民社会」論全体の「近代的」性格に目を奪われて、M・リーデルの如く、⁽⁵⁾国家理念の発生的説明が「近代世界」の地盤における国家と社会との差異規定に出發するという議論に終始するのでは、「市民社会」が形成される以前の状態をも射程に入れているヘーゲルの国家の理念の持つ意味を制約することとなろう。そこで、市民社会総体と国家との関係を問う前に、むしろ市民社会の形成以前もしくはその出發点という局面で、国家が先行的・一次的な意味を持たざるをえない事情を『法の哲学』から剔出し、その意味を開示する必要があるのである。

とりわけ、この局面、すなわち家族・市民社会へと自己分割する以前の直接態たる国家そのものを、われわれの自然的意識が現実態において想定することに困難が伴う事情が、ヘーゲルの議論を一層神秘的・非真理として感ぜしめているように思われる。この困難を回避してヘーゲルの議論の合理的核心のみを把握しようとすれば、ヘーゲルは思弁的構成によって単に経験的現実をあるがま

まに受容したにすぎないと評価し、この思弁性と「現実追隨」を批判しさえすればよいこととなる⁽⁶⁾。確かに、ヘーゲルにこの側面を読みとる視点もありうる。自然的意識には容易に理解できない形で、プロイセン的な現実との相同性の目立つ議論をすることには、社会思想史的な位置付けを与える必要もあるであろう。しかし、本論で問いたいのは、ヘーゲルの議論の論理性である。すなわち、『法の哲学』で国家の一次性・先行性が真実の関係として明言される以上、自然的意識には神秘的に映るとしても、この議論の内こそ極めて現実的な意味があるのではないかと問い直してみることなのである。

そこで、小論では、国家を現実的な主体とするヘーゲルの思弁的な論理それ自体のもつ現実的な意味を、『法の哲学要綱』とその講義に即する形で説明することとしたい。

二

マルクスは、『法の哲学』の第二六二節に対して、家族・市民社会の成員として現実存在する群衆(Menge)から国家が出現することが真実の関係であると評価し、

このような事実を理念の所業 (That) として語るヘーゲルの思弁性を批判している。ヘーゲル自身は、「世界史」の段階で、前国家状態から国家状態への移行を「民族は当初まだ国家ではなく、家族・流浪集団・部族・群衆 (Menge) が国家状態に移行すること、このことが総じて民族において理念の形式的実現を成就する」(Rph. § 349) と論じている。両者の議論の対象領域が相違することから、単純な比較には慎重であらねばならないが、ことヘーゲルにかんするかぎり、彼自身、国家に対する家族・群衆の所与性・先行性を念頭に置きつつ「国家」論を展開していること、いいかえれば、家族・群衆から国家が出現する事実を承認していることは確認することができよう。もっとも、この点についてはマルクスも、国家が家族・市民社会の圏に自己分割するというヘーゲルの議論の必然的帰結として、この国家にはこれらの圏が前提されていることを看破していた。⁽⁸⁾したがって、家族・市民社会へと自己分割する以前の直接態としての国家そのものを論ずるにあたっては、かかる事態が家族・群衆を非実在として構想されているのではないことに注意する必要がある。つまり、国家を「最初のもの」として

主張することは、単純に人間不在の国家の理念が家族・群衆を産出することを主張するものではないのである。

言うまでもなく、『法の哲学』の課題は、自由を実体とし規定とする法の理念を、内在的發展のうちに観望することにある (Rph. § 1, 2, 4)。このことからすれば、国家を「最初のもの」とする国家の一次性の主張は、法の理念が家族と群衆に先行して国家によって原初的に実現されること以外を意味せず、この意味で国家が諸個人と家族の「真実の基礎」といわれるのである。この間の事情を解く鍵は、ヘーゲルが、国家を「人倫的理念の現実態」(Rph. § 257) すなわち自由の理念が現実となっている事態と把える一方、無国家状態下の諸個人と家族とを自然状態にあり不自由であると解することだと思われる。⁽⁹⁾

そこでまず、『法の哲学』における無国家状態と国家状態の区別の論理と両者の移行の論理を、別出することが必要となる。

ヘーゲルは、無国家状態と国家状態とを区別する規定を、人倫的なものが持つ堅固な内容としての (Rph. § 144) 法律的諸規定と客観的諸制度の存否のうちに置く

ている (Rph. §349)。すなわち、無国家状態にある諸個人と家族、総じて民族は、法律と制度を欠如し、人倫態としては無内容な状態にとどまっている。いいかえれば、無国家状態にあっては、自由が無規定であり、その意味で、諸個人と家族は、自由としての存立を得るための「真実の基礎」を欠如しているのである。

もっとも、「対自的に存在する自己意識を自己意識の概念と合一した形で含むものとしては、人倫的実体は、家族および民族という現実的精神である」(Rph. §156)から、家族や諸個人を内包する民族といえども、「自由の理念の発展段階」(Rph. §30)の一階段をなしている。だから、無国家状態にあっては、自由が自体的に消失しているとは限らないともいえる。しかし、まず民族についていえば、無国家状態にあっては民族は確かに人倫的実体ではあるが、単に即自的にのみそうなのであって (Rph. §349)、対自的には人倫的実体とはなっていない。いいかえれば、単に即自態にとどまるかぎりでは、民族は「公然たる自明の実体的意志としての人倫的精神」(Rph. §257)とはならない。また、そもそも、家族の場合、国家のエレメントで顕在化するがごとき実体的意

志は持たない。なぜなら、これは、思惟 (Denken) によって初めて可能であるのに、家族はあくまで、「感情的に振る舞う人倫態」でしかないからである (Rph. §257 Anm.)。

このように、家族や、諸個人を内包する民族が公然自明の実体的意志たりえないのは、その場にある人間の精神態様に制約があるからである。最初の「法の哲学講義」(一八一七—一八年)の「国家」論冒頭の記述は、ここに照明をあてているようにも思われる。「精神的な自然態は家族結合へ到達し、特殊な欲求は市民社会へ到達し、絶対的義務としての即かつ対自的に存在する普遍態は国家へ到達する」(Rph. I. S. 170)。ヘーゲルの認識によれば、家族や市民社会は、基底的にはあくまで自然性・欲求の所産、すなわち総じて「自然的意志」(Rph. §11)の所産なのであって、これに制約されて、⁽¹⁾実体的意志自体を顕現させることができないのである。

なるほど、家族や諸個人の意志のうちには、即自的・潜在的に、反省的なものはいうまでもなく、理性的なものも含まれているであろうが、しかし、これは当初理性性の形式を護得してはいない (ebd.)。このように実体

的意志が法律や制度によって公然化・自明化されていない段階にあっては、即目的に存在する実体的意志の侵犯を予防し救済することは、当然、家族・諸個人の自然的意志に委ねられることになる。ヘーゲルによると、国家が未形成の場合に実体的意志(法)の侵犯としての犯罪を廃棄する方法は、復讐という形式をとる(Rph V. S. 322, Rph VI. S. 294)⁽²¹⁾。しかし、この復讐は、主観的な特殊意志に基づくものにすぎず、普遍的意志の形式を持つものではなく(Rph. § 102, Rph V. S. 326)。特殊意志に基づく方法では、犯罪を廃棄し得ないのである(Rph V. S. 324)。つまり、このことは、自然的意志にとどまるかぎりでは、いかにしても実体的意志をそのものとして顕現させることが不可能なことを意味している。このため、この実体的意志それ自体を顕現させる独自の在り方が必要になってくるのである。

三

ヘーゲルは、「単に自然的でしかない意志」を、「自由の即目的に存在する理念に拮抗する即目的な暴力」と捉え、逆にかかる自然状態に拮抗する理念が「英雄の

権利(Heroenrecht)」を基礎付けるといふ(Rph. § 93 Ann.)。これと同様の論述は、「世界史」の段階でも繰り返され、「婚姻と農業から出発して、法律的諸規定および客観的諸制度へと歩み出ること」という「理念の絶対的権利」を、「国家の創建(Stiftung)のための英雄の権利」だとしていふ(Rph. § 350)⁽²²⁾。また、さらに注目すべきは「家族の資産」論の冒頭の註解であろう。そこでは、「確乎たる所有の導入は、婚姻の導入とともに、国家を創建することについての伝説のうちに現れる」(Rph. § 170 Ann.)と論じている。これらことからまず了解できることは、農業・婚姻・所有が、国家の創建と深く結び付いていることである。

「英雄の権利」については次節に譲ることとして、さしあたり農業・婚姻・所有の三者の相互関連から始めることとしよう。ヘーゲルは、「農業の原理が土地の形成とそれに伴う排他的私的所有を持ち合わせ」、このことによる私法の安定と欲求充足の保証が性愛を婚姻に制限すると論じている(Rph. § 203 Ann.)。この相互関連はなお詳論を必要とするであろうが、小論が着目したいのはヘーゲルの次の言明である。「欲求充足の保証・確

保・持続など——このような「農業と婚姻からはじまる……筆者」諸制度が推奨される所以である諸性格は、普遍性の形式にほかならず、理性性・究極目的がこれらの対象において妥当するような諸形態の形式にほかならず」(ibid.)。農業・婚姻・所有が同時に問題とされるエレメントは、かかる理性性・普遍性の制度的な顕現、すなわち国家の創建にこそあるのである。

ところで、「欲求の体系」論最後の箇所では、欲求の体系の原理が自由の普遍性を単に抽象的に所有の権利として含むにすぎないといい、これに對しこの所有権が即自的ではなく「有効な現実態」において存在している状態を、司法による所有の保護と位置付けている (Rph. §203)。「確乎たる所有の導入」が当然のこととして所有の保護を内包する以上は、司法のこのような位置付けは、国家創建の問題と切り離されて考えるべきではない。

すでに見た如く、自然的意志のうちにある即自的に理性的なものとしての実体的意志は、制度の無い状態すなわち無国家状態にあっては、自己が侵犯されることを予防し救済する保障を持たなかった。このように、いまだ司法への移行を果たしていない段階の欲求の体系をい

ば「即自的な暴力」の状態と把えることが、「市民社会」論で司法という客観的諸制度により所有の保護を要請することの合理的根拠となっている。というのも、市民社会の領域では、「自然状態という残滓」をとどめており (Rph. §200 Ann.)、法の定在が全く存在しない場合にあっては、この「自然状態」が市民社会で露呈することにならざるをえないからである。したがって、司法制度を創設することは、かかる「自然状態」を脱却するための客観的諸制度すなわち国家を創建することにほかならないのである。

もっとも、ヘーゲルは、国家が「最初のもの」であるとして、この国家が家族を市民社会へと形成すると言明するのであるから、「欲求の体系」の段階を国家の前提性に基づいて検討する観点は、もちろん正当である。この場合、欲求の体系において諸個人の相互関係の内に生成しているとされる「相互承認」は (Rph. §192)、法の実現により保障された側面をもつものとして把える必要がでてくる。国家が前提されるかぎり、これは妥当である。ただ、「欲求の体系」から「司法」への移行の必然性をヘーゲルが説く意味を意識する場合、「欲求の体

系」では「人間」が問題とされるといふ論述 (Rph. 190 Ann.) に注意を払うことによつて、なお国家的な法律の諸規定や客観的諸制度を欠如した「自然状態」の相において「欲求の体系」論を解説する必要も認めなくてはならない⁽¹⁴⁾。

たとえば、ヘーゲルは「司法」論の冒頭で次のように講じている。「法は現実存在す (existieren) べきであり、妥当すべきであるが、しかしそれゆえに法は現実存在してはいないのである。現実存在は法と全く異なっており、現実存在が法の現実存在すること自体を意志する時のみ、現実存在は法に到達することができるのである」(Rph. VI. S. 530)。司法によつて法が有効な現実態をもつたから、司法形成以前には法が現実存在していない側面がある。それ以前に諸個人の「相互承認」が存在するにせよ、これは、あくまで現実存在としての諸個人の自然的意志を基盤とする特殊的な「相互承認」なのであつて、それゆえ実体的意志を顕現しえないという先に示した制約を脱して見られねばならないであろう。つまり、この場合の「相互承認」は、法と制度によつて保護されたものとはなつておらず、法の理念の立場

からは、対自的には顕現していない即自態におけるものと評価されざるをえないのである。

單純化すれば、「欲求の体系」から「司法」への移行論理は、自由の普遍性が即自態から現実態へと移行することといふのであろう。ヘーゲルは、この現実化の論理を市民社会の領域では教養 (Bildung) の論理として扱っているように見える。すなわち、「司法」論の序論では、「法(権利)に、定在を与えられ、普遍的に承認されたものとして意識され意志されたものとし、このように意識され意志されることによつて媒介されて効力と客観的現実態を持つようにするのは、教養としての相関的なものの領域である」(Rph. §209)といわれている。ここでの「教養としての相関的なものの領域」とは、「市民社会の成員の個性や自然性を、自然必然性と同時に欲求の恣意をつじて、形式的な自由、知と意欲の形式的な普遍性へと高め、彼らの特殊性における主観性を教養する過程」(Rph. §187)だと考えられる。「労働の様式」論にある理論的教養と実践的教養への言及 (Rph. §197) を考慮すれば、法に現実性を与えるのは、自己の特殊性に依拠して教養しつつある諸個人自身であると見

られよう。

もちろん、諸個人が法の客観的現実態を意識するためには、当の諸個人自身の教養の過程が不可欠であることは言うまでもない。いいかえれば、法そのものの内容が持つ思想の形式に到達するには (Rph. §217 Anm.)、教養の過程が必要なのである。このことは、国家の法制が実現される場合、これにはあくまでこれらの諸個人の教養が前提とされ、この教養に実現が左右されることを意味している。かかる論理をもつからこそ、ヘーゲルは、スペインにおけるナポレオンの政治実践をふまえ、「体制・法体系をア・プリオリに与えようと欲することは認容できなく」(Rph VI. S. 531)と云うのであろう。法の実現にとつては、一面で、法が存在しうるよう現実の側が加工されていなければならないのである (ibid.)。このように、諸個人の教養が国家の法制を規定するという意味では、ヘーゲルは、国家の側の一次性よりは、諸個人の側の一次性を主張しているようにも見える。

しかし、問題となるのは、あくまで諸個人にとつての法の現実化は彼らの主観的な特殊意志に制約されており、かかる法の意識化は、なるほど教養の過程のうちにある

ものだとしても、端的に普遍妥当なものとして現在するわけではないということである。換言すれば、法は、諸個人の特殊意志という主観的目的によって措定された「手段」という形式でしか、諸個人に意識され意志されることはない。『要綱』の第一八四節に対応する一八二四—五年の講義において、ヘーゲルは、普遍性を市民社会の諸指示 (Anordnungen)・諸法律・国家一般と捉え、たうえで、次のように講ずる。「人間が法律に従うのは、さもないと自分固有の目的が達成されないからである。

この自分固有の目的こそ人間にとって第一のものであり、法律に則することは自分の目的にとっての一個の手段である。法律が外的なものとして現れるから、人間はしばしば自己の目的を脇に措かざるをえないのだが、しかし、普遍的なものは自分固有の目的・意志なのではない」(Rph VI. S. 481)。もちろん、ヘーゲルは、この特殊なものと同時に普遍性へ高揚することも主張している (ibid.)。しかし、それはあくまで、特殊意志に対立する人倫的な内容(法)が外的に存在し、そのうちに特殊意志の目的を促進するものを見出し得てのことではかない。諸個人にとつては、法はさしあたり外在的に存在するほ

かはないのである。だが、現在われわれが問題とすべきなのは、かかる外面的な法律・制度が不在である無国家状態であるから、特殊意志の目的を促進する法も当然のこととして対目的には存在してはいない。したがって、かかる事態においては、ただ諸個人の主観的目的のみがあるのであって、法そのものを諸個人が普遍妥当的なものとして顕現させる必然性はないのである。

四

ヘーゲルにとって、法の客観的現実態は、単に意識されるばかりではなく、「現実態の威力 (Macht) を持ち、この威力を妥当させ、それゆえまた普遍的に妥当なものとして意識されねばならない」(Rph. §210) のものとしてある。個人にとって法が即自的に顕現するにせよ、これが彼の主観的目的に従属した特殊な「手段」にすぎないものであったとすれば、普遍妥当的なものとして法を現実化するためには、この主観的な特殊意志を超出する論理を必要とするのは言うまでもない。ヘーゲルは、法律 (Gesetz) を「即自的に法であるものが、客観的定在の形で措定され、換言すると、思想によって意識に対

して規定され、そして、法であるもの・法なりと妥当するものとして確認されること」(Rph. §211) だと把えている。ここから必然的に帰結することは、この措定活動 (Setzen) ないし規定活動 (Bestimmen) および確認活動 (Bekennen)こそ、主観的な特殊意志を超出する論理であらざるをえないことである。

ここで、法律の措定活動それ自体を自己目的とすることが、ヘーゲルの人倫態の規定の根底に横たわっていることを銘記しておきたい。このことは、法が個人の主観的目的に従属する手段にすぎず自分固有の目的とならぬ事態を、すなわち法と対立する主観的目的を「法的に妥当なもの」として僭称する事態を超えた地平にのみ、人倫態ひいては国家が成立するということでもある。主観的目的を至上なものとしつつその「正当性・善」を主張する立場は、ヘーゲルの「善と良心」論に従えば、偽善 (Heuchelei) の立場を構成する (Rph. §140)。これに対し、人倫態は、「善と主観的意志との具体的な同一性、両者の真理」(Rph. §141) としてある。したがって、これは「自己の特殊性を普遍的なもの以上の原理とし、この特殊性を行為によって実現しようとする、すな

わち悪たろうとする恣意」(Rph. §139) なのではない。

確かに、人倫態の立場は、かかる恣意・偽善の立場と同様良心を契機としている点では、「従来妥当しているすべての諸規定を無価値なもの (Eitelkeit) とし、意志の純粹内面性の内にある自己意識」(ebd.) であるという側面を持っている。しかし、人倫態の場合は、善というなお抽象的なものの代りに「自由の諸規定一般およびその原理が要求されており」(Rph. §141)、それらを普遍的に客観化する地平にあるのである。従来妥当している諸規定を無価値化し、純粹内面性の内にあるという面は、眼前にある事態を否定し自由の諸規定と原理を措定する運動を内面的・思想的に遂行することを意味する。人倫態と合一した自己意識を良心という契機にしたがって見れば、これは、偽善の立場とは異なって「即かつ対自的に普遍的なものを原理とする可能性」(Rph. §139) としての自己意識としてある。しかし、人倫的な自己意識は内面性・可能性に留まるものではなく、客観的・現実的に自由の諸規定と原理を措定する。このような措定活動が、論理的にも、現実的にも家族と諸個人に対し一次的に作用するところに、国家が「最初のもの」として位

置付けられる真の意味がある。つまり、家族・群衆の側に即自的には存在する「相互承認」が顕在化するという意味では家族・諸個人の側の一次性を認めうるとしても、法の措定活動を行うことは、やはり家族・群衆の自然的・反省的意志のなす業ではない。教養によって得られた家族・群衆の「相互承認」という即自態とその国家による対自化という交互作用のなかで、絶対的な権利を持つのは国家の側であるということなのである。

現前する無国家状態の規定を無価値化し、自由の諸規定と原理を措定する実体・主体は、国家が存在しない以上当然のこととして通常の表象における国家ではありえない。このことに関して、ヘーゲルの『論理学』の「理念」論を参照する必要がある。ヘーゲルによると、国家が自己の理念に全く一致しない場合、あるいは自己意識的な諸個人という国家の実在性が概念と全く一致しない場合、国家は、魂と身体とが分離し、死せる状態にある。「国家の概念は全く本質的に諸個人の本性をなすから、国家の概念は一層威力的な衝動として諸個人の内に存在する。だから、諸個人は、たとえ外的な合目的性の形式に過ぎないとしても、この概念を実在性へと移そ

うとし、あるいはこの概念に従うようになるのである⁽¹⁵⁾。無国家状態にある諸個人、したがってまたこれらを内包する民族は、国家の概念に一致していない。この時、国家の概念は、民族それ自体に宿るのではなく、自己意識的な諸個人の主観性の領域に存在するというヘーゲルの言明は重要である。

これは、『法の哲学』でいえば、「自由な精神の絶対的規定(使命)・「絶対的衝動」というものと関係する(Rph. §27)。すなわち、この規定・衝動によって「即自的に意志の本質であるものが対自的に理念として存在するにいたる」(edd.)のであるが、「意志されたものが、さしあたりただ自己意識に所属する内容でしかなく、遂行されていない目的でしかない」場合には、かかる規定・衝動も、主観性という一面的な形式をおびざるをえない(Rph. §25)。国家の概念が、個人の主観性に属するということ、かかる意味での一面性にほかならない。しかし「絶対的衝動」としての意志は、かかる一面性・主観性と客観性との矛盾を揚棄するものであり、「自己の目的を主観性の規定から客観性の規定へと移し込み、客観性のなかで同時に自己のもとにとどまる」(Rph. §

28)のである。したがって、国家の概念が個人に宿る場合、この個人は絶対的衝動として国家の概念を現実化しようとすることになる。

このような事情から、ヘーゲルは、最初の「法の哲学講義」において次のように論ずるのである。「理性的なもの自体すなわち法律は、概念と呼ばれうるものであるが、しかし、理性的なものは、個別的な主観の内に、個別者の知性の内に、自己の定在を持っている」(Rph. I. §3)。もちろん、民族や家族の人倫的生活は、ヘーゲルによれば、単に主観的なものではなく、客観的でもある。しかし、これは、不動の現実が客観的に存在するという謂ではなく、不断に人倫的なものが客観的なものとして生成しゆくという意味においてのことである。だからこそ、ヘーゲルは「人倫態は、真理の立場であるから、現実存在を持たずにおれず、現実化されざるをえない。善は、人倫的主観によって現実化されざるをえない。こうして、善は、自己の实在性における精神の運動なのである」(edd.)と講ずるのである。

以上から明らかのように、無国家状態においてこの状態を否認し国家を形成するものは、端的に個別的な主

観・個人にはかならない。この個人こそが、既に見た国家創建者としての「英雄」なのである。国家創建の「理念の絶対的権利」を特定の個人に帰するという『要綱』

では「世界史」の段階で明示される論理が、一八一七—一八八年の「法の哲学」講義において「国家」論冒頭に与えられるのも、「最初のもの」たる国家理念の現実化に際してこの理念を持つ個人が絶対的に必要とされるからである。⁽¹⁶⁾したがって、われわれがヘーゲルの国家理念の起源を理解しようとする時には、常に、かかる個人の先行性を念頭に置かねばならないことが判る。この講義では、次のように論じている。「国家の権利は、自己の理念が承認され、現実化されていることである。個人は、特殊な意志をもって国家へと歩み入り、国家の内に存在する権利を持っている。もし個人が自由意志によりかかる国家へと参入しないならば、個人は自然状態にあることになる。自然状態では、個人の権利は承認されておらず、この承認されていること(Anerkanntwerden)は、承認を求め、闘争によって、暴力(Gewalt)によって成就されねばならない。この暴力の關係においては、神的な権利が国家の創建者の側にある」(Rph I, S. 173)⁽¹⁷⁾。

五

このように、無国家状態において個人に対し国家創建の権利を認めることは、一面では、国家の創建が個別意志に還元されていることをも意味している。実際、ヘーゲルは、「国家が個別的な自己意識によって現実化されることは国家の絶対的な権利」だとする一方、「自己の人格性において自由であると同様、個人が総じて国家へと歩み入らんとするか否かは、個人の恣意にかかっている」(ebd.)⁽¹⁸⁾というのである。しかし、他方ヘーゲルは「諸個人の最高の義務は、国家の成員となることである」(Rph. §258)として、個人が国家の成員となることの任意性を徹底的に批判するものでもある。国家の使命を所有と人格的自由の保護に置く近代自然法的国家観や、普遍意志を個別意志に由来する共同のものとしてしか構想しえないと評価してルソー的な社会契約説をヘーゲルが批判するのも、これらが個人の国家参入の任意性を帰結する議論であると断ずるところに焦点がある。いいかえれば、ヘーゲルにとっても個別的意志の所有と人格的自由の保護は、既に見た如く国家創建によりもたらさ

れる具体的な内容となっているのであるが、ヘーゲルは、かかる個別意志を国家の実体とした場合、転倒して国家も個別的な主観的意志・自然的意志になりさがらるることを見抜き、これを回避しようとするのである。そこで、国家創建の権利を個人に帰するヘーゲルは、個人の国家参入の任意性をも超克する原理を、当の個別意志に内蔵させておく必要があるのである。

この原理は、個人の国家参入の任意性を克服するために発動される「英雄」の暴力を基礎付ける論理にほかならない。「もしある者が国家に対立し自分だけで独立に (für sich) 自由なものに留まろうとすれば、個々人は国家との承認を求めざる闘争に歩み入ることになる」(Rph. I, S. 174)。国家を否認する個人は、既に見た如く自然状態のうちにある。かかる暴力状態としての自然状態にある者に対しては、その者の本性たる自然性の論理すなわち暴力の論理にしたがって、国家は自然性以上のものへと、すなわち自由の立場へと引き入れようとするようになる。このような国家による自由の実現過程が「承認を求める闘争」だとされることは、国家生成の原理が究極的には『法の哲学』以前の論理に基礎付けられている

ことを示している。このことは、『法の哲学』の法の概念が、生成の点から見れば先行部門によって演繹されているとするヘーゲルの言明からして当然である (Rph. S. 2)。自己の個別性・特殊性を止揚している端的に普遍的で自由な自己意識が生成するのは、『エンテクロペディア』の体系でいえば「客観的精神」以前の「主観的精神」論における「承認を求めざる闘争」と「主人への服従」という暴力関係を経験した後のことであるが、このように個人を国家へと参入させていく国家生成の事態は、かかる主奴関係の生成と相即しているのである。

しかし、自己の意志規定から国家創建を選択した個人 (英雄) は、普遍的自己意識の生成する以前の、個別的偶然的意志しかもたず、普遍的意志を体現しえない主人とは性格が異なっていることに注意する必要がある⁽¹⁸⁾。国家をめぐる「承認を求めざる闘争」は、単なる個別的自己意識同士の闘争のではなく、国家を創建せんとする絶対的な意志と国家への参入を欲しない恣意との闘争なのである。かかる闘争が出来るのも、国家の創建者が普遍的自己意識としての人倫的諸規定を自覚し意志したとしても、なおその普遍的なものが承認されず、さしあ

たつては特殊なものとして現象せざるをえないことに起因する。例えば、ヘーゲルは次のように論ずる。「国家を創建し農業と婚姻を導入した英雄たちは、かかる人倫的な諸規定を自分のものとした。それらの諸規定は、まだ承認された権利ではなく、したがって特殊な意志として現象するのである」(Rph. V. S. 296)。したがって、ある偶然的な個人が意志する人倫的諸規定が、特殊なものではなく、あらゆる個別的な自己意識にとつても普遍的なものとして顕現し承認されるためには、普遍性に抵抗する個別的な自己意識の恣意性を権力的に (gewaltig) 廃棄する必要があるのである。

この際の暴力を、ヘーゲルが国家の実体として理解していないことに注意する必要がある。ヘーゲルは、明確に「国家は暴力や不法によって設立されうるが、このことは、理念にとつてはいつでもよいこと (gleichgültig) である」(Rph. III. S. 211)と論ずるのであるが、これは、ヘーゲルが、国家創建の実体を自由としての普遍意志の現実化に求め、不自由と現象する暴力を創建途上に必要な謂わば偶有性にすぎないと考えることによる。

「国家は普遍意志であり、この普遍意志は、現実的で普

遍的な自己意識であり、神の理念である。(中略：筆者) この国家の普遍的本質は、普遍性と現実態における自由である」(Rph. I. S. 173)。既に示したように、ヘーゲルの意図する国家の創建の目的は、「相互承認」を法的・制度的に顕現させることにあった。また、その際現前する事態を否定し自由の諸規定と原理を客観的に指定することが国家創建の運動というものであった。したがって、ヘーゲルのいう国家創建上の暴力は、本来「相互承認」を否認せんとする者に向けられているものなのである。

しかし、国家の理念にとつて無関与なものとしてであっても国家もしくはその創建者の暴力が承認されることから、ヘーゲルのいう国家による自由の現実態が暴力的専制と同質のものであるのが、問われねばならないであろう。国家の暴力がそれ自体で否定的なものとして理解される理由の一端は、これを専ら「第一の否定」としてのみ把える観点によるものである。かかる観点が、自由の現実態というヘーゲルの国家把握にとつて妥当であるならば、ヘーゲルが国家創建上の暴力を国家の理念に全く無関与なものだとして力説したとしても、無力といわざるをえないであろう。しかし、ヘーゲルは、国家の暴

力を、かかる「第一の否定」ではなく「否定の否定」として把え、さらに個別的意志による「否定の否定」すなわち復讐ではなく普遍的意志による「刑罰的正義 (sittliche Gerechtigkeit)」（Rph. §103）と把えることを基礎に、国家の理念に対する暴力の無関与性を主張するものと考えられる。

すなわち、この議論の前提となるのは、既に見た如く国家以前のいわゆる自然状態を自由に対する暴力・不法と把えることである。ヘーゲルは、この不法は法に対する仮象であり、「法がこのような自己の否定を否定する運動によって自己を回復することが、この仮象の真理想である」（Rph. §82）とする。かかる「否定の否定」・自己媒介によって「法は、自己を現実的なもの妥当するものとして規定する」（ebd.）のである。このような観点でのみ国家の暴力が想定されるのであれば、ヘーゲル的な国家の概念把握には、正当なものがあるといわねばならないであろう。もし、なおそこに問題が残るとすれば、これは、論理的な仮構である自然状態を、ヘーゲルとは異なって自由そのものと理解することからくると言わねばならない。

とはいえ、国家による「相互承認」・自由の実現が必ずしも専制的な状態を生ぜしめないわけではない。周知の通り、ヘーゲルの把握した「世界史」は、「世界精神」が「自己を絶対的に知り、そのことによって自己の意識を自然的な直接態の形式から解放し、自己に到達する」（Rph. §352）四つの「世界的圏域 (welthistorisches Reich)」の段階的發展をなす。紙数の関係から詳論は不可能であるが、本稿が問題としている国家の生成の局面においては、偶有性にせよ暴力を背景としている国家が専制的性格を帯びることを指摘しておきたい。「いかなる国家においても形式としては絶対的な出発点をなしている、国家形成におけるまだ実体的で自然的な精神性の契機」（Rph. §355）を持つとされる第一の「オリエンツ的圏域」では、「個体的人格性は全体の壮麗さのなかに没入して無権利である」（ebd.）とされるように、本質的に「専制政治 (Despotismus)」が存在している（Rph. I. S. 258⁽²⁰⁾）。

しかし、ここで注意しておきたいのは、ヘーゲルは、かかる専制状態の意義を、人倫の実体性のうちに恣意が没することにより「恣意の最初の克服」がなされる点に

見いだしているということである。⁽²⁾ 所有と人格的自由の保護がまさに現在していないがゆえに、これらの保護の前提となる実体性がこれらの生成に先立って確立されなければならぬ。そして、既に論じたように法の指定活動が諸個人に外面的に関係することによって、専制の形式で諸個人の教養に対する一次的な主体となる。これを逆に諸個人の位相から見ると、自己意識なき受動状態と精神の直接性を克服し「普遍性の形式・悟心性」を獲得するための「厳しい労働」が課されるということである (Rph. §187 Anm.)。ヘーゲルによれば、かかる労働・教養による普遍性・悟心性の獲得こそが「無限に對自的に存在する自由な主体性」(ebd.)を確立する。したがって、専制状態といえども、それが実体的な「相互承認」の生成を目的とするかぎり、自由の現実化の一階梯をなすと評価すべきなのである。

六

本稿は、一般に思弁的構成と評価される、国家の理念を現実的な主体とするヘーゲルの議論から現実的論理の別出をこころみた。この問題は、国家から家族・群衆

が出現するか否かなのではない。法律的諸規定と客観的諸制度のなき無国家状態下の諸個人と家族は、自然的意志に制約されて実体的意志自体を顕現させることができぬ。このため、これを顕現させる独自の在り方として、主観的な特殊意志を超出して法律の指定活動自体を自己目的とする論理が必要となるのである。無国家状態では国家の概念が自己意識的な諸個人の主観性の領域に存在するというヘーゲルの言明にこそ、「最初のもの」としての国家の生成、ひいてはその現実的な主体性を解説する鍵がある。国家の概念を持つ個別的な主観・個人は国家創建者としての「英雄」であるが、この個人には「承認を求める闘争」により国家参入の任意性・諸個人の自然性を超克する原理が内蔵されている。この原理たる暴力は、不法に対する「否定の否定」たる刑罰的正義にほかならない。このように見た場合、ヘーゲルの国家生成の議論には、なんら神秘的な要素を認めることはできないと思われる。

なお、小論は『法の哲学』における国家の生成の場面に問題を限定しているため、ヘーゲルの「国家」論全体の性格を検討する暇がなかった。これについては他日に

期するところである。

クーヤン (G. W. F. Hegel) の『邦の哲学 要義』。「邦の哲学 講義」録の引用・参照箇所は、以下の記号によって、『要義』は節数、「講義」は頁数で本文中に示して置く。なほ引用に際しては、チキストにおける強調点を特に示さなく。引用文中にも強調点は、すべて筆者のもの。

Rph.: *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*, Berlin 1821.

Rph I.: "Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18, Nachgeschrieben von P. Wannenmann", in: *Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd. 1. Hamburg 1983.

Rph III.: *Philosophie des Rechts, Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, hrsg. v. D. Heinrich, Frankfurt am Main 1983.

Rph V.: "Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822/23", in: *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar in sechs Bänden von K.-H. Ilting, Bd. 3, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

Rph VI.: "Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Grisehems 1824/25", in: *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Bd. 4, 1974.

(一) Vgl. Karl Marx, "Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie", in: *K. Marx + F. Engels Werke*, Bd. 1, Berlin 1956, S. 205. なほ、『邦の哲学』の目的論的構造の問題をめぐり、マルトスのクーヤン批判に引き継いだものとして、次を参照せよ。Reinhard Brandt, "Dichotomie und Verkehrung, Zu Marx' Kritik des Hegelschen Staatsrechts", in: *Hegel-Studien*, Bonn. 14 (1979), 225-242.

(二) クーヤンの論議を「既成理念」によるものとする者は、殊にその。しかしこの二つの別の場合に拡張した。なほ、クーヤン国家論の基本的性格を「その近代性格を拡張した」ものとして、次を参照せよ。Salomo Avineri, *Hegel's theory of the modern state*, London 1972. 44. クーヤンの政治哲学の中心は、国家の論議や政治の権威のあり方。しかしこの二つは、次を参照せよ。Charles Taylor, *Hegel and modern society*, London 1979, p. 133.

(三) Vgl. Henning Ottmann, *Individualism und Gemeinschaft bei Hegel* Bd. 1, *Hegel im Spiegel der Interpretationen*, Berlin/New York 1977, S. 15.

(四) クーヤンの国家は、特殊と普遍の媒介たる個別に及ぶべきものであり、拡張したものでない。次を参照せよ。Manfred Hanisch, *Dialektische Logik und politisches Argument, Untersuchungen zu den methodischen Grundlagen der Hegelschen Staatsphilosophie*, Königstein/Ts.

1981.

- (5) Manfred Riedel, *Bürgerliche Gesellschaft und Staat bei Hegel*, Neuwied und Berlin 1970, S. 71.
- (6) Marx, *a. a. O.*, S. 207 f.
- (7) Ebd., S. 207.
- (8) Ebd., S. 205.
- (9) リーベントは、「市民社会と国家との差異は自然の概念と自由の概念の分離を基礎として生ずる」とする。Vgl. Riedel, *a. a. O.*, S. 39.
- (10) 一八一七—一八八年の講義にいうのは「次の論文が参考になる。Hans-Christian Lucas, "Wer hat die Verfassung zu machen, das Volk oder wer anders?" Zu Hegels Verständnis der konstitutionellen Monarchie zwischen Heidelberg und Berlin, in: *Hegels Rechtsphilosophie im Zusammenhang der europäischen Verfassungsgeschichte*, hrsg. v. H.-C. Lucas u. O. Pöggeler, Stuttgart-Bad Cannstatt 1986, S. 195 ff.
- (11) 市民社会は、「道徳性」ではなく「意図と福祉」の段階に対応する。ヘーゲルはこの段階にある目的にあっては、
α) 人間主体が関心をもちものに對する形式的活動性（かなく、β) 自然的主観的定在（欲求・傾向・情念・私念・気紛れ）にしか内容を持たないとする。ここでは「自然的意志の内容が生ずるのである。Vgl. Rph. § 123 u. Anm.
- (12) 『要綱』の第一〇二節に對する講義において「アラビア人のみならず北アメリカ人であっても復讐が不滅である」とを論じている。Vgl. Rph V. S. 325. ガンスは『法の哲学』への「補遺」をなす際に「北アメリカ人を削除して生ずる。Vgl. Hegel, *Werke*, Bd. 7, Frankfurt am Main 1970, S. 197. ガンスの意図は不問に付すとして」注目されるべきは「歴史哲学講義」との呼称である。そして「アメリカの合法性 (Rechlichkeit) は誠実 (Rechtshaffenheit) が欠如し、まだ有機的で現実的な国家が形成されて生ずる」とを論じている。Vgl. Hegel, *Werke*, Bd. 12, Frankfurt am Main 1970, S. 112 f.
- (13) そのほかに「対外主権」論に登場する国家の個性性が、個人に担われることに注意する必要がある。Vgl. Rph. § 322 Anm. への論理も、ヘーゲルの国家生成論にたいして極めて重要なのであるが、紙数の関係から別稿で論じた。
- (14) 柴田高好は「単純化した場合「市民社会マイナス公権カイコール自然状態ないし自然状态的」だとしている。柴田高好『ヘーゲルの国家理論』、日本評論社、一九八六年、九一頁。
- (15) Hegel, *Wissenschaft der Logik II, Werke*, Bd. 6, Frankfurt am Main 1969, S. 465.
- (16) 「ヴェルテンブルク王国地方民会の討論」との関係も吟味する必要がある。そこでヘーゲルは「国家を創建する」という優れたためぐりあわせに恵まれた個人」をフリー

ンテットと考へらる。Vgl. Hegel, *Werke*, Bd. 4, Frankfurt am Main 1970, S. 464 f.

- (17) イルティンクは、一八一七—一八年の講義の新版をなすにあたって、個人が国家に存在する「権利」のところに「義務」と校訂してゐるが、個人の権利（恣意）と国家の権利が対立する可能性のあるところに後に見る個人と国家の「承認を求めぬ闘争」が出来すると思われるから、特別校訂する必要を認めない。Vgl. G. W. F. Hegel, *Die Philosophie des Rechts, Die Mitschriften Wammernann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer (Berlin 1818/19)*, hrsg. v. K.-H. Ilting, Stuttgart 1983, S. 145.
- (18) Vgl. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wis-*

enschaften im Grundrisse, Heidelberg 1817, § 355 Anm., S. 233.

- (19) Vgl. Hegel, *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse* (1830), *Werke*, Bd. 10, Frankfurt am Main 1970, § 435 Zusatz, S. 225.
- (20) この際の「専制」は、第三の「世界的圏域」にあたるローマ帝国の専制とは異なることクレーナルは言う。Vgl. Hegel, *Werke*, Bd. 12, Frankfurt am Main 1970, S. 136.
- (21) Vgl. Hegel, *a. a. O.*, S. 142.
- (1 橋大卒大卒院博士課程)